

兵庫県 授業料軽減補助金の申請について

申請する方

《 支給要件 》

◆下記①②両方満たすことが条件となります。

- ① 保護者等（父母合算）の「課税標準額×6%－市町村民税調整控除の額」の合算が304,200 円未満の世帯。

但し、生徒本人が平成 21 年 1 月 2 日～4 月 1 日生まれ（早生まれにより扶養控除の適用が 同学年の遅生まれの生徒等よりも1年遅くなる者）の場合は、保護者のうちどちらか一方は（課税標準額 - 33 万円）×6%－市町村民税の調整控除の額で計算。

- ② 10 月 1 日時点で、保護者等（父母）が兵庫県内に在住していること

提出書類

(1). 授業料軽減補助金申請書(様式第 1 号)

※ 保護者の所得判定（令和 7 年度）に関する資料について（4 月～翌 3 月）

今回、国の就学支援金の申請書も同時に配付していますので、兵庫県の授業料軽減補助金用として、もう一部マイナンバーカード（写）の添付や課税証明書を取りよせる必要はありません。

提出期限 令和 7 年 7 月 1 7 日（木）【期日厳守】【全員提出】

兵庫県へは申請者全員分を一括して申請しますので、提出期限はくれぐれも厳守してください。

【注意事項】

- ① 兵庫県授業料軽減補助金は、令和 7 年度課税標準額を基に所得判定額を算出。
課税標準額×6%－市町村民税調整控除額の父母合算で判定します。但し、国の就学支援金同様、生徒本人が平成 21 年 1 月 2 日～4 月 1 日生まれの場合は、扶養控除の適用が他の同学年の生徒よりも 1 年遅くなる為、所得判定基準が異なります。
- ② 所得判定資料の提出は必要ありませんが、課税標準額等をお知りになりたい場合、市区町村の税務担当課で課税証明書を取り寄せていただくか、マイナンバーカードをお持ちの方は、マイナポータルで「あなたの情報」から確認できます。
- ③ 国の高等学校等就学支援金と兵庫県の授業料軽減補助金は、受給対象の範囲が異なりますのでご注意ください。
- ④ 軽減補助金は、兵庫県から学校へ振り込まれます。学校は、**第 3 期の授業料額から授業料軽減補助金分を減額し、明細書を配付**いたします。

- ⑤ 10月1日以降に転退学した場合は、補助金を返還していただくことがあります。
- (例) Bランク世帯が11月末に退学した場合
30,000円(補助金)×8ヶ月(4月～11月)÷12ヶ月＝20,000円
- (例) Aランク世帯が11月末に退学した場合
11,000円(補助金)×8ヶ月(4月～11月)÷12ヶ月＝7,333円(1円未満切捨)
- ⑥ その他、解雇等による失職・転職の場合の特別な事情のある方は、高等学校等就学支援金「家計急変制度」(諸条件及び審査あり)で申請して頂ける場合もありますので係までお尋ねください。

また、非課税世帯・生活保護世帯には、国の就学支援金、兵庫県の軽減補助金の他に「私立高等学校等奨学のための給付金」が支給されます。詳しい案内は、後日、案内致します。

申請書記入例

様式第1号

兵庫県

生徒の在籍する学年を
右の欄いっぱい(1、
2、3の数字で記入し
てください。 →

学 年

1

学年を記入してください

整理番号

令和7年度 授業料軽減補助金申請書

記入日

令和 7年 7月 7 日

兵庫県知事 様

〔申請者(保護者等)〕

住 所 兵庫県 ○○市 ○○

〇丁目〇番〇号

氏 名 鈴木 太郎

電 話 番 号 000 - 0000 - 0000

電 子 メール Abcde00000@gmail.com

生徒との続柄 父

多子世帯の有無 ☒ 多子世帯である。(扶養する0～23歳未満のこどもが3人以上)
☒ 多子世帯でない。(扶養する0～23歳未満のこどもが2人以下)

※多子世帯とは、0歳～23歳未満で保護者等に扶養されているこどもが3人以上いる世帯

〔生徒〕 全日制普通科 1 年 1 組

学 籍 番 号 (出席番号) 50

住 所 ※申請者と同住所の場合はチェック → ☒ (住所欄記入不要)

兵庫県 市 町

氏 名 鈴木 順子

令和7年度私立高等学校等生徒授業料軽減補助金の交付を受けたいので、必要書類を添えて申請します。

必ず☒を入れてください

☒ 私は、私立高等学校等生徒授業料軽減補助金の申請にあたって兵庫県に対して行う手続の一切(申請、請求、受領等)を学校設置者に委任します。

☒ 私は、この補助金の申請に必要な範囲において、学校及び兵庫県が保有している当該生徒及び保護者等の個人情報を利用することに同意します。

☒ 私は、この補助金の申請に虚偽の記載があった場合は、兵庫県の求めに従い、その金額を即時返還します。

※この申請書は、在籍する高等学校等に提出してください
※記入方法、提出期限等、問い合わせは在籍する高等学校等の事務室に行ってください